

財団法人 協和協会 事業報告

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

1、研究調査活動

「万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治・経済・社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を発表普及し、もって我が国の政治・経済・社会体勢の発展に寄与する」という当協会の趣旨・目的に基づいて、政治、経済、社会各般にわたって資料を集め、情報を収集して、以下のような調査研究、要請書活動、普及推進運動を行った。

イ) 教育部会（部会長は、江口一雄元衆議院議員）

当年度の部会活動としては、まず、前年度に引き続き、教育委員会制度の問題点について検討した。樋口和哉委員の調査結果を中心に意見交換を行ったが、政府の教育再生会議が審議を始めたことでもあり、当団体としては、要請書作りを見合わせることにした。次いで、家庭・家族の崩壊と精神構造異変を思わせる異常事件が続発している社会事象を是正するため、『教育・精神の荒廃、家族・家庭の崩壊を阻止・是正するため、民法を改正して家族法のよい面を復活していただきたき要請』書を起案・作成し、6月に成案を見た。その次に、「学校教育法」「地方教育行政法」、「教員免許法」の、いわゆる「教育三法案」一部改正案につき、問題点を抽出し、特に教員免許法の問題点を採り上げ検討し、さらに教育に関する国の責務などについて、活発な意見交換を行った。また、12月には、文部科学省前川喜平大臣官房審議官（初等中等教育担当）より、「教育三法案改正後の教育改革の方針」についてレクチュアを受けた。

年明けからは、ハーバード・ペンシルベニア・ロンドン大等、欧米大学の建学の精神を学び、日本の教育に活かせる点はあるか、について検討した。特に、宗教をベースにした「全人教育」について、事務局提供の資料を基に検討した。

ロ) 科学技術部会

内部に、a：環境技術委員会、b：新エネルギー委員会、c：発明検討委員会、d：政策課題委員会の4委員会が活動しているので、以下、この順に従い活動状況を報告する。

a：環境技術委員会（委員長は、西原巧元北海道開発事務次官）

環境技術委員会では、当年度、以下の活動を行った。

- ①、焼却施設からの廃熱を、蓄熱財を利用して一般家庭に配送するシステムについて、三機工業(株)環境事業推進室岩井良博副室長より解説を受けた。
- ②、ゴミの不法投棄の現状とその対策について、瀬崎明委員より解説を受けた。
- ③、下水汚泥対策として、下水汚泥を熱分解処理あるいは脱水処理し、ガス化する技術。汚泥を乾燥させリン化する技術について、(株)N G K水環境システムズ・柳瀬哲也環境開発室長より、解説を受けた。
- ④、温室効果ガスの削減に対する具体的な対策として、西岡秀三国立環境研究所参与より、解説をいただいた。西岡先生の参加するプロジェクトは、ゴア米元副大統領と共に、ノーベル平和賞も受賞している。
- ⑤、最新技術として、(a)牡蠣や珊瑚の成長を促進し、赤潮の原因となる富栄養素を除去する「ナノバブル」について、渋谷乃州委員より。(b)環境にやさしいエビ養殖システムについて、(株)アイ・エム・ティ三上恒生代表取締役より。(c)CO₂を糖やアルコール変換する新素材について、古屋伸秀樹京都大学生存圏研究所講師より。(d)石鹼水を利用した新発電技術について、松下祥子日本大学文理学部講師より。(e)生物膜バイオリアクターによる污水浄化システムについて、村上和雄東京家政大学教授より、それぞれ解説をいただいた。
- ⑥、年明けからは、各委員から新規課題の提案を募り、その順位付けを行った。主だったものを順不同に掲げると、イ)森林の立ち枯れを活性炭により防止する対策、ロ)炭酸ガス地下貯蔵、ハ)逆浸透膜による污水浄化、ニ)生活廃棄物・水廃棄物・糞尿のエネルギー化、ホ)太陽光発電、ヘ)CO₂の分解技術、等々である。
- ⑦、これらのほか、ほぼ毎回、中島稔委員より、「環境技術関連ニュース」を提供・解説いただき、最新情報の認識に大いに資するものがあつた。

b：新エネルギー委員会（委員長は中島稔ナカシマプロペラ(株)代表取締役副会長）

新エネルギー委員会では、以下のような課題を検討した。

- ①、水素エネルギー問題につき、水から水素を作る光触媒について、工藤昭彦東京理科大学理学部教授より。また、水素の輸送・生成技術につき、斉藤泰和東京大学名誉教授より、それぞれ解説を受けた。
- ②、日本近海にあるとされるメタンハイドレートの利用法について、松本良東京大学理学部教授より、解説を受けた。
- ③、バイオエタノールを中心とした新エネルギー問題全般につき、柴田政明(株)エイワット代表取締役より、解説を受けた。
- ④、地熱利用の現状について、中田晴弥地熱技術開発(株)代表取締役社長より、温

泉法や自然公園などの問題で、有望箇所がボーリングできない現状等について解説を受けた。

⑤、ホンダワラをバイオ燃料化する技術につき、能登谷正浩東京海洋大学教授より、解説を受けた。

⑥、バイオエタノールの利活用について、農林水産省大臣官房バイオマス政策課下村聡バイオマス推進室長より、大きな問題となっている耕作放棄地にバイオ燃料の原料となる植物の作付け地として活用する計画などの政策について、レクチュアを受けた。

⑦、下水汚泥からメタンガスと肥料を精製する技術について、国土交通省下水道企画課三宮武技術開発官よりレクチュアを受けた。

⑧、年明けからは、各委員から新規課題の提案を募り、その順位付けを行った。その課題案として提起された主だったものを順不同に掲げると、イ) 地熱発電の普及促進、ロ) 海洋エネルギーの開発、ハ) 水素エネルギーの開発、ニ) 給水配管の省エネルギー、ホ) メタンハイドレートの利用、ヘ) セルロース系の物質を利用したバイオ燃料製造技術、ト) 石炭利用の技術、チ) 廃棄物のエネルギー利用、等々が挙がっている。

⑨、一昨年、芦田譲委員の提唱に基づく「海底資源探査船の建造」要請書の政府への提出により、平成17・18年度予算に費用が計上された。そして、新造する時間的余裕がないとのことで、ノルウェー製の中古船を政府が232億円で購入し、2月からその第1号船が稼動を開始した。

⑩、これらのほか、ほぼ毎回、中島稔委員長に提供・解説いただいている「新エネルギー関連ニュース」は、最新情報の収集に大いに役立っている。

c：発明検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）

この委員会は、当協会が、10数年前、石油などエネルギー資源をはじめその他の資源も少ない日本、そして未曾有の高齢化社会へ突入する日本が、21世紀を生き延びるためにはいかにあるべきかを検討したとき、他国に先駆けて新技術・新発想を生み出し、そうした高度先進技術を世界へ提供してゆくより日本の生きる道はないとの結論に達し、その理念に基づいて設置されたのが、この「発明検討委員会」である。

以来、環境技術やリサイクル技術、エネルギーに関するもの、その他、各種の新発明・新技術がいろいろと持ち込まれるので、これらを検討し、その真贋性、世に出すことの有用性、当協会の支援のあり方、などを審議し、また、持ち込まれた新発明・新技術の性格・内容に応じて、専門家の意見を聞き、あるいは専門委員会を開くなどして、検討・判断している。そして、その上で、確かと思われるものは、その実用化などにつき、地方自治体・大手企業などに推薦してゆく方

針である。

当年度の主たる検討テーマとしては、汚水浄化装置、気化式トイレなどを視察し、検討した。

d：政策課題委員会

この委員会は、技術面に関する法制度、法律・政令などの新設・改廃等を検討するとともに、他の委員会が作成し提出した政府宛要請書につき、後追い調査し実効あらしめるよう、役所などへ働きかけることを役割とする。

ハ）安全保障部会（部会長は、大野功統衆議院議員、元防衛庁長官）

当部会には、防衛省・自衛隊の各経験者、その他軍事専門家や学者・有識者などが多数参加し、過去に30本に及ぶ安全保障に関する要請書を、総理大臣はじめ関係大臣に提出している。

当年度は、まず、昨年度から議論してきた『北朝鮮のミサイル発射・核武装宣言に伴い我が国の安全保障政策を根本から見直し対策を確立するための論理を提案する』要請書について検討し、一度は成案となったが、後述する事情により棚上げとした。

次に、『東アジアの厳しい軍事情勢に対処するため、非核三原則の中の「持ちこませず」を撤去する政策に転じていただきたき要請』書の検討に移り、同要請書は5月に成案を見た。

4月に、国政による多忙を理由に愛知和男前部会長が辞任され、防衛庁長官経験者の中から後任部会長の人選を進めていたところ、大野功統衆議院議員のお名前が挙がり、御願いに出了ところ、御快諾いただき、9月より部会長として議事進行を務めて下さっている。

その後は、委員一同より新規提案を募り、A．テロ特措法延長問題、B．我が国としての台湾関係法制定の可否、C．武器輸出三原則の緩和、D．シーレーン防衛、E．情報（諜報）機関の設置、等々が議題として上った。まずは、情報機関の設置について、平成17年政府宛提出の要請書をベースに意見交換を行った。

なお、前述した2要請書については、大野部会長に改めて査閲をいただいた結果、『安全保障政策見直し』要請書は、一旦国会情勢により棚上げした後、『わが国の集団的自衛権行使の態様につき具体的事例を列記して、その正当性の論理を提案する』要請書に改題、内容も改めて再議決した。『非核三原則緩和』要請書は、多少加筆を施し、部会での再議決を経て、成案となった。

二）政治経済部会（部会長は、植竹繁雄前衆議院議員、元外務副大臣）

当年度の活動は、当面の新規課題を、A．周辺諸国との外交問題、B．食糧政

策のあり方、C. エネルギー対策、D. 教育の荒廃、家族の崩壊を是正する諸施策として、案文化されていた『教育・精神の荒廃、家族・家庭の崩壊を阻止・是正するため、民法を改正して家族法のよい面を復活していただきたい要請』書と、『安岡正篤相続判決以来、後妻が高齢者をして他の相続人を排除する公正証書遺言書を書かせるケース続発につき、措置を講じていただきたい要請』書を審議したが、前者は教育部会単独で審議することとなり、後者は三権分立の裁判に属することで、当部会で扱うテーマとしてはふさわしくない、との結論となった。

その後、外交問題を中心に上げることとなり、まずは、水野均委員より、「日本外交がどのように進むべきなのか」と題して、北朝鮮・中国・韓国との外交のあり方について解説をいただいた。次に、前田光政衆議院調査局・外務調査室長兼外務専門員より、国際情勢についてレクチュアを受けた。また、太田正利元駐南アフリカ大使より、「戦後外交の総決算に努力を！」と題して、戦後外交史から見た最近の国際情勢について解説をいただいた。また、西川吉光東洋大学国際地域学部教授からは、「周辺諸国情勢の変化と今後の日本のあり方」について、杉山徹宗明海大学教授からは、「国際政治外交の現実」について、それぞれレクチュアをいただいた。

防衛問題については、「シーレーン防衛の要に位置する台湾」と題し、国際政治学者平松茂雄先生より、解説をいただいた。

食糧問題については、農林水産省総合食料局梶島達也食料企画課長より、日本の食糧事情について、自給率の低下要因は農業の地盤沈下より、食生活の変化によるところが大きい、との解説をいただいた。

経済問題については、外資系ファンドの日本企業買収が話題になっている折から、「企業買収防衛策とM&A制度について」西村あさひ法律事務所武井一浩弁護士より、買収の態様と防衛策について詳細な解説をいただいた。また、アメリカで起きたサブプライム問題と日本に及ぼす影響について、益田安良東洋大学経済学部教授より、今後、日本経済は低迷期に入るとの予測とその対策について、解説をいただいた。

年金問題については、八代尚宏国際基督教大学教授より、「高齢化社会に対応する年金改革について」と題して、社会保険制度に代わる消費税増税による財源確保の効果について解説を受けた。

税制問題については、事務局提供の資料を基に、国と地方の関係について検討した。

a：災害時緊急支援体制検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）

当委員会は、当団体が、平成17年1月7日に、総理官邸で、細田博之内閣官房長官に御説明の上提出した『国家の将来にとって喫緊な課題については、内閣

府に特別予算枠を設け、執行いただきたき要請』書の中の筆頭に掲げた、大震災・大規模テロ対策を、当協会としても率先し取り組むべきだ、との認識から、平成17年3月に新設された。平成18年2月には、『大震災・大事故に当たり、迅速な人命救助・被災地復興支援のため、全国主要地に予め基地を設け救援する、具体策を提案する』要請書を政府へ提出している。一昨年、委員の中に、委員会の趣旨・当団体の活動方針を悪用した者が出て以来、活動を停止しているが、引き続きいくつかの企業からは、災害救済用器具の実証データ提示を求めている。

ホ) 医療福祉部会（部会長は、浦田純一元厚生省環境衛生局長）

当年度の活動は、まず、巷間話題となっている「メタボリック・シンドローム」とこれに関連した「特定健康診査・保健指導」の問題点について検討を行った。まず、4月の時代を刷新する会月例会において、大櫛陽一委員・東海大学教授より御講話があり、日本において用いられている腹囲や血圧値などの基準は、諸外国と比べ大きく隔たりがあり、病気でない人が健康診査を受けることになり、医療費の無駄が生じる反面、病気の人が見過ごされる危険があることを認識した。その後、年内の部会では、この問題をメインテーマとして議論を重ね、特定保健指導がスタートする平成20年4月に間に合うように、政府宛に提出できるよう検討を重ねた。その結果、『「メタボリック・シンドローム」対策の問題点と、緊急に是正を要する二、三の点についての要請』書が2月に成案した。そして、3月17日、厚生労働省に岸宏一厚生労働副大臣をお訪ねし、要請書の内容を、御説明の上提出した。

その後の議題を委員各位から募ったところ、A. 無駄かつ危険な医療のチェック機構設置、B. 高齢者医療制度とかかりつけ医のあり方、C. 在宅医療に向けてのソーシャルワーカーの位置づけ、D. 介護保険運用の問題点等々が挙がり、その中からその提案を、逐次、検討した。

ヘ) 交通部会（部会長は、関根謙一元警察庁交通局長）

当年度の活動は、まず、警察庁交通企画課高水紀美彦課長補佐（警視）より、道路交通法の一部改正案が国会で審議されることとなり、その概要として、①自転車の無秩序な通行実態を背景に、普通自転車が例外的に歩道通行できる要件の明確化、②自転車に対する警察官の指示・処分の明確化、③飲酒運転に対する制裁の強化とひき逃げ罰則強化について、解説をいただいた。同改正案は6月14日に成立し、一部施行されている。

次に、「新しい駐車対策法制施行後一年の状況について」警察庁交通指導課の大原克則課長補佐（警視）よりご解説をいただいた。その後は、自転車対策、高

高齢者対策、飲酒運転対策を採り上げ、「自転車総合対策の推進について」警察庁交通企画課井澤和生課長補佐（警視）より、「高齢者対策」については、警察庁交通企画課神戸崇課長補佐（警視）より、「改正道路交通法施行後の飲酒運転対策」について、警察庁交通企画課門倉正明課長補佐（警視）より、「自転車の安全利用のための通行方法等について」、警察庁交通局早川治交通安全企画官（警視）より、「シートベルトの着用促進について」、警察庁交通企画課宮内彰久課長補佐（警視）より、それぞれご解説をいただいた。また、警察庁交通企画課寺崎信夫課長補佐（警視）より、「平成19年中の交通事故情勢分析と今後の見通し」「平成19年交通事故統計について」それぞれご解説いただき、19年中の交通事故死者は5744人と、昭和28年以来の5000人台まで減少したが、自転車事故対策は、依然取り組みが必要な状況となっていることを認識した。また、出席委員からは、それぞれの団体が推進する反射材や前照灯、高齢者認知能力検査システムなどの説明があった。

ト）国際親善部会（部会長は、清原淳平専務理事兼任）

以前から、韓国、中国、台湾などの有志から、政府や議員間の交流は進んでいるけれども、民間の交流がはかどらないので、そうした真の親善活動の窓口となっていきたい、との申し出があったことから、当協会では、この「国際親善部会」を設置し、民間レベルでの国際交流を活性化すべく努めている。

当年度は、国際漢字会議が中国・北京で開催された点で、一つの進展があった。この国際漢字会議は、1989年に韓国を代表する学者（故鄭秉學ソウル大学教授）より、韓国が戦後、表音文字のハングルに一元化したため、同じ発音で異なる意味の表記があって困っており、韓国内で漢字復活運動が起こっているため、学問的に協力してほしい、との要請だった。

そこで話し合った結果、中国大陆が漢字を極端に略した簡体字を常用しているため、半世紀前までは、発音は異なっても、書けば解かったのに、今では書いても意思の疎通ができなくなっている点もあり、昔ながらの漢字を使っている台湾も含めて、日、韓、中・台の学者が集まり国際漢字会議をはじめようということになり、1991年にその第1回国際漢字会議をソウルにおいて開催した。

その後、平均して2年に1回、上記四カ国が持ち回りで開催してきた。2003年（平成15年）、日本が開催する順番で、当団体が主催した結果、四カ国で話し合っただけの共通の常用漢字をつくるべく調整することを決めるなど、大きな進展があった。

しかし、次に主催予定であった中国が、日中関係がその後、政治的に冷え込んだせい、3年間音沙汰がなかったが、平成19年春、北京で開催する旨通知が

あり、そこで開催日の10月29日～11月2日、当団体の清原淳平専務理事兼国際親善部会長が日本代表となり学者数名を伴い、北京に於ける第8回国際漢字会議に出席した。

ところが、この3年間で中国の態度が変わり、中国大陸側は、各国の漢字を調整して共通の常用漢字を作る意思はなく、現在の簡体字を中心とするとの意見が出たので、韓国側が大反発する事態となり、いま当団体が両国の間に入って事態打開の途を探っているところである。

なお、この国際友好に関しては、当団体の半田晴久理事長が、別途、古くから、カンボジアへ病院を建てて寄付したり、中国奥地に学校を造って寄付したり、オーストラリア、エジプトをはじめ、多くの国々と文化・芸術交流を深める等々、多大の国際貢献を果たされているので、ここに、敬意を表したい。

チ) 伝統教育部会（部会長は、清原淳平専務理事兼任）

この部会内には、（a）旧枢密院建物保存委員会、（b）伝統芸術支援委員会、（c）歴史人形館推進委員会、の3つの委員会を持っている。

（a）旧枢密院建物保存委員会は、皇居三の丸内の旧枢密院の建物保存・活用の推進に当たっている。この問題は、昭和55年6月に、当関係団体宛てに憲法学会の会員有志連名で「旧枢密院の建物は、歴史的・建築学的に貴重な建物なので取り壊さないよう、政府へ斡旋してほしい」との陳情を受けて始まったもので、その後、この伝統教育部会が引継ぎ、当時の総理にお願いして取り壊しは延期していただいたが、引き続き、当協会の幹部・関係者が、総理府、宮内庁、文部省、あるいは警察庁、皇宮警察本部などと話し合って、この建物の保存・活用のため努力してきたが、本籍省庁として名乗りを上げる省庁がなく、難航していた。

平成17年1月に、総理官邸にて、細田博之内閣官房長官にお目にかかり、改めて『旧「枢密院」建物の歴史的・建築学的重要性に鑑み、取り壊すことなく永久保存していただきたい要請』書を提出した。

その後、平成19年3月13日付の新聞に、皇宮警察が数年がかりで補修し、会議室や音楽隊の練習場として使用する予定、との記事が掲載された。永年の働きかけによってようやく再活用の見通しが立ったことは喜ばしいが、なお永久保存への努力を続けたい。

（b）伝統芸術支援委員会は、20数年前から支援してきている「現代日本書家協会」（現会長は、日本春秋書院の大日方鴻允会長）に対し、毎年、その全国公募書道展での特別優秀者に出す総理大臣賞、衆議院議長賞、参議院議長賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞の賞状下付を斡旋しており、今年度も、例年通り賞状下付を実現した。展示場は、新築なった六本木の国立新美

術館の展示場にて、「第23回全国公募展」が開催され、全国から多数寄せられた作品の中から、232点が展示された。なお平成19年から、審査員を対象とした「塩川正十郎賞」、および「勲協和協会賞」が新設され、その授与が行われた。当団体から、清原淳平専務理事兼伝統教育部会長ほかが会場に赴き鑑賞した。また、授賞式も同じ国立新美術館にて行われ、清原伝統教育部会長が賞状授与の一端を担い、来賓を代表して祝辞を述べた。なかなかの盛会であった。

(c) 歴史人形館推進委員会は、伝統・歴史教育の観点から、当団体が応援して岩手県平泉の中尊寺脇に建設した「夢館 奥州藤原歴史物語」館（平成4年7月20日にオープン）は、平成5年夏から半年、NHKが大河ドラマ「炎立つ」を始めたこともあって、その後の入場者も多く好評である。

当委員会では、全国各地に、こうした蠟人形による歴史館・産業館の建設・推進を目指している。当面、日光での「徳川15代歴史館」、足利での「足利15代歴史館」、京都での「源氏物語絵巻館」、そして、東京での「江戸情話物語館」（いずれも仮称）等々が企画されているが、10年以上も不景気が続いたため、名乗りを上げる企業がなく、中断状況にある。

リ) 世界を知り日本を知る研究会（清原淳平専務理事・事務局担当）

この研究会は、事務局が指導してきたもので、早稲田・慶応・東大・一橋・明治など各大学生・院生や、松下政経塾生、若手社会人などで構成され、活動してきた経緯があり、これまでに6本の政府宛要請書を起案作成し、かなりの実績を挙げてきた。

しかし、当時の学生も卒業して、省庁や県庁、マスコミ、大学講師などに就職し、また、事務局も多忙を極めているので、いまは中断している。しかし、10年ほど前に、この研究会で指導した一青年が、平成15年11月の総選挙で、衆議院議員に初当選したことは、喜ばしい限りである。

▷ なお、上記の研究調査活動が多岐にわたり、また、いずれの部会・委員会の活動が新規活性化する場合が予想されることから、当協会では、その場合の活動に備え、日常経常費の外に、「研究調査活動事業」特別基金を設けていることを、付言しておく。

ヌ) 「鎮魂と平和の苑」事業（故櫻内義雄元衆議院議長、上田稔理事長、清原専務）

この事業は、櫻内前会長時代に政府へ趣意書や要請書を提出して御願いしており、現在は、後述するように、櫻内前会長の判断・御指示にて、政府の出方待ちで静観する、ことになっている。

ただし、この「鎮魂と平和の苑」事業に関しては、内外部から誤解を生じている面もあるので、この際、これまでの経過を、長文になるが、やや詳しく説明・報告しておくこととする。

この事業を始める発端は、平成7年頃、当協会教育部会で、荒廃した教育をどう立て直すかを検討した際、もはや制度や組織を改めるだけでは不足、いわば「日本人の心の再建」が必要である、との意見が出て、それには何をすべきかを検討した。

その結果、当時、溺れる他人の子供を助けるため、飛び込んで自らは溺死されたケースが話題となったこともあり、そうした他人に尽くして亡くなった方は、数日は感動を呼び話題となっても、やがて忘れ去られてしまう。しかし、こうした立派な方は末永く顕彰すべきだ、との声が上がリ、当時、調査すると、戦後だけでも、警察官で犯人逮捕などで殉職された方が850人、消防が消火活動などで2000人、自衛隊が訓練などで1950人、鉄道・船舶など公共運輸機関で数千人、道路・橋梁・港湾・ダムなど公共工事関係では数万人の方が亡くなっていることがわかった。

こうした殉職者は、その土地土地で慰霊・顕彰されているが、これをある特定の地域に祀り、その顕彰館も設置し、誰でも何時でもお参りできる施設をつくりたい。そうすれば、そこをお参りした方々は、「世の中には、こうして他人・社会・国家のために尽くして亡くなった方がいるのだから、自分も、悪いことをしてはいけない。少しでも良いことをしよう」という気持ちになるであろう。そうして「日本人の心情を浄化する」運動こそ、真の教育になる、との意見が出た。

そして、丁度その頃、当協会の小玉外行会員（故人）から、それなら、先の大戦で亡くなった民間人を含む戦没者の方々を慰霊する施設も併設してもらいたい、とのお話があった。すなわち、小玉会員は、御自身が民間人としてフィリピンにおられ、現地召集を受け軍人となったが、時既に日本軍は連合軍に追い詰められて、ルソン島の密林に逃げ込んだ。その時は、軍人・軍属も一般民間人も一緒に、乳飲み子を抱えた婦人たちも、連合軍の落とすナパーム爆弾、あるいは、洞窟に潜んでも火炎放射器で焼き殺された。軍人・軍属の方は靖国神社にお祀りされているのでまだ良いが、戦時中に亡くなった民間人は80万人にも達し、その方々の慰霊はいまなお十分に行われているとはいえないので、国がそうした施設も造るよう、(財)協和協会に運動してもらいたいとの要請があり、執行部ももっともと思い、役所との折衝に入った。その際、毎年8月15日に東京の日本武道館で開催される「全国戦没者慰霊祭」が、戦後50年も経ち、御遺族を集めるのも大変で、この日、たった一日2時間の式典のために、非常に大きな費用がかかるとの情報も入った。そこで、当協会執行部は、毎年、武道館でのこの慰霊祭を、常設

の施設とするべく、政府へ働きかけることにした。

そして、上田理事長と清原常務（共に当時）が、担当省庁を訪れ、大臣にそうした陳情を行った。その際、じっと聞いておられた大臣は、結論的に、国で造るには政治的にむずかしく時間がかかるので、まずは財協和協会で進められてはどうか、との御意向があり、そこで、この件を、評議員会、理事会を開いて検討した結果、全会一致で、この事業を、当協会が推進することに決した。

そこで、当協会では、上田稔理事長と清原淳平常務理事が中心となり、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県などの山々を視察して歩いた。その数は30ヵ所を超えた。その中から結局、眼下に河口湖が開け正面に富士山に見える場所を選定し、櫻内会長、小玉理事も視察されてよからうということで、推進することになり、小玉理事も、そのための費用を含め、協会に多額の賛助金を提供くださった。しかし、土地買収の作業を進めて行くうちに、それまでまとめ役を買って出てくれていた大地主の町会議員が、自分の土地を時価の10倍で買ってほしいと言い出し、一年近く交渉したが妥協しないので、当協会執行部は協議の結果、この土地を断念し、新たな土地を探すことになった。

そこで、上田理事長と清原常務は、また山歩きをし、今度は静岡県蒲原町の裏山で、後に富士山、前に駿河湾が見える土地を見つけ、町側との折衝に入った。この時も、櫻内会長、小玉理事は視察に行かれ、立地についての御承諾があった。この件も、当初は順調に進んだが、町長が選挙事情から自民党より民主党に鞍替えしたことなどもあり、やや積極性が欠けてきた。そうした折の春、小泉純一郎内閣総理大臣が靖国神社へ参拝したことから、中国や韓国が反発し、また、一部新聞が、政府は「靖国代替施設を造る予定」と誤報したことから、いわゆる靖国派が反発し、事態は混乱した。

当協会では、上記の経緯でも分かるように、当初から、靖国神社は靖国神社でその意義を尊重しており、それとは別の意義、つまり、他人・社会・国家へ尽くした殉職者を祀る。戦争犠牲者も民間人80万人を含める、武道館での年1回の式典に代わる常設の施設を造る、との趣旨で、建設を考えているのに、世間では、それを、靖国神社を廃止して代替施設を造ろうという一部勢力と混同・誤解して攻撃してくる者も居て、大層迷惑している。

当協会の主張は、平成10年印刷の「鎮魂と平和の苑」の趣意書や企画書でも明らかであり、その後、政府へ提出した要請書でも明らかである。さらに、当方の趣旨は、平成12年12月、総理官邸で福田康夫内閣官房長官と面談した時も資料とともに説明しており、また、福田内閣官房長官が作られた諮問機関「平和懇」の会長（前経団連会長）にもお目にかかって、御説明している。

こうして、当協会の「鎮魂と平和の苑」事業は、当時の櫻内会長・上田理事長

を中心に、熱心に進められたのであり、政府や「平和懇」へも進言してあるので、この問題は、平成14年の初頭に、櫻内会長の「政府へ申し上げるだけのことは申し上げたので、政府の措置待ちとし、静観しよう」との意向に基づき、現在、静観している、という状況である。

▷ なお、この「鎮魂と平和の苑」事業についても、現在、政府の措置待ちであるが、実現の方向性がはっきりした場合に備えて、特定資産として「鎮魂と平和の苑」事業基金として、一定額を国債で保持し、理事会・評議員会の承諾なしに取崩せないようにしてある。

2、月例会ないし講演会

当協会は、寄付行為第4条（目的）の趣旨、「協会は我が国内外の情勢を直視し、万邦協和精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治、経済、社会の各般に亘って、研究調査を行い、その成果を普及し、もって我が国の政治、経済、社会体勢の発展に寄与することを目的とする。」との精神に立ち、毎月1回、月例研究講話会を開いており、昨年度も、時宜に応じて有力な専門家を招き、国家の基本に属する諸課題につき、意見を交換し検討した。

平成19年4月～平成20年3月の講題、講師については、別添講話記録を参照されたい。

3、要請書活動

当協会では、部会・委員会で調査・研究した結果、政府へ進言したほうがよいと判断したものについては、要請書の形に纏め、月例会にて諮った上で、関係各大臣にお目にかかり、御説明の上お手渡ししている。当年度に作成した要請書については、添付資料を御覧いただきたい。

4、諸団体との協力援助

当協会は、まだ資金的余裕がないので他団体に資金援助することは出来ないが、当協会には各界有力者が多数参加していることから協力を求める団体も多く、また、前記1に掲げた各部会の活動との関係で、各種団体や企業との協力も生じている。

特に、「時代を刷新する会」とは、設立の経緯から姉妹関係にあり、学者・技術者など専門家の参加が多い同団体とは、部会・委員会などの活動に関して、研究・調査、要請書起案などを協同し、あるいは研究委託をしている。

5、その他、財団の目的を達成するに必要な事業

当協会の活動が活発になるに伴って、各方面から、さまざまな事業相談が持ち込まれるようになってきている。それらが当協会の趣旨・目的に合致するかどうか、専務理事ならびに事務局で取捨選別の上、主たる事項は、評議員会・理事会にて決する方針を採っている。

6、財政充実の必要

当協会は、上述のように、活動が年々活発化・広範化しているにもかかわらず、近年の未曾有の大不況で、当協会への企業などからの賛助金が減少してきており、また、個人会員も金利低下で年金額が減少していることなどから、やむをえず退会される方々もあり、個人会員からの賛助金・会費も減少しているので、理事・評議員はじめ会員諸公におかれては、当協会の財政の維持、拡大に、一層の御尽力を賜りたく、御願い申し上げます。

なお、末筆ながら、当協会の運営には、故小玉外行理事が多額の寄付を下さっており、また、その後、半田晴久理事長が、毎月、高額の維持会費をお振込み下さっており、そのお陰で、当協会も上記事業報告に列記してあるように、活潑かつ有意義なる活動を展開できることにつき、故小玉外行理事、そして半田晴久理事長に、心から感謝を申し上げます。

しかし、当協会としては、半田理事長の御好意に甘えるばかりでなく、会員の増加を図り、より資金の充実を目指したいので、会員の皆様方の一層のご協力を御願い申し上げます次第である。

以上

「財団法人協和協会」

会長 塩川正十郎、 理事長 半田晴久、 専務理事 清原淳平

電話（０３）３５８１－１１９２ FAX（０３）３５０７－８５８７

ホームページ <http://www.kyowakyokai.or.jp>

事務局長 清原淳平、総務課長 重田典子、総務 高津優介、経理 古瀬洋子